

産業廃棄物管理票交付等状況報告書に関するQ&A（高知市）

『注意』報告書に対する取扱いは各都道府県等によって異なります。

平成29年4月1日

令和5年3月9日改訂

1. 報告書の提出について

- (Q-1) 報告書の提出対象者は誰なのか？
- (Q-2) 報告の対象期間はいつからいつまでなのか？
- (Q-3) 電子マニフェストを導入していても報告が必要なのか？
- (Q-4) 昨年度のマニフェスト交付枚数が1枚だけだが、報告は必要なのか？
- (Q-5) 自己運搬して他社に処分を委託したが、報告は必要なのか？
- (Q-6) 3月にマニフェストを交付して、E票が処分業者からまだ戻ってきていない場合に、そのマニフェストについての報告はどうすればよいか？
- (Q-7) 報告書を提出する必要があるのに、提出しないと罰則はあるのか？

2. 提出方法について

- (Q-8) 報告書の提出先はどこか？
- (Q-9) 報告書の提出方法はどんなものがあるか？
- (Q-10) 提出部数は何部なのか？
- (Q-11) 報告期限はいつまでなのか？

3. 記載方法について

- (Q-12) 事業場が複数ある場合は、法人で取りまとめて報告してもよいか？
- (Q-13) 建設工事で所在地が一定でなく、短期間で終わってしまうのですが、報告は各工事別に報告するのか？
- (Q-14) 法人の場合に報告者は会社の代表者の名前を記入するのか？支店長や工場長の名前では駄目なのか？
- (Q-15) 報告者による押印は必要なのか？
- (Q-16) 「業種」欄にはどのように記載すればよいか？
- (Q-17) 一つの事業場で複数の業種を行っているが、全ての業種を「業種」欄に記載する必要があるのか？
- (Q-18) 「産業廃棄物の種類」欄にはどのように記載するのか？

- (Q-19) 1枚のマニフェストに複数の産業廃棄物の種類欄にチェックし、産業廃棄物を排出している場合、「産業廃棄物の種類」の欄はどのように記載するのか？
- (Q-20) バッテリーや電池など産業廃棄物の品目ごとに分別できない品目は「産業廃棄物の種類」の欄にどのように記載するのか？
- (Q-21) 石綿含有産業廃棄物を排出したが、どのように記載すればよいか？
- (Q-22) 「排出量」欄はt(トン)で記載しなければならないのか？
- (Q-23) 「排出量」欄は少数点何位まで記載するのか？
- (Q-24) 収集運搬は委託せず(自己運搬)に処分受託者の処分場まで運んだ場合に、「運搬受託者の許可番号」や「運搬受託者の氏名又は名称」の欄はどのように記載するのか？
- (Q-25) 収集運搬許可業者の許可番号が、積込み先と積降し先でそれぞれある場合に、「運搬受託者の許可番号」欄は、どの様に記載するのか？
- (Q-26) 産業廃棄物の種類や処分先が同じだから、運搬受託者は複数いても1業者だけ代表して記載しておけばよいか？
- (Q-27) 区間委託をした場合に、運搬受託者については1業者のみ記載すればよいか？
- (Q-28) 「処分受託者の許可番号」や「処分受託者の氏名又は名称」等の欄は中間処分業者と最終処分業者のどちらを記載するのか？
- (Q-29) 運搬先と処分先の住所が同じですが、両方に記載する必要があるのか？
- (Q-30) 報告書には交付した管理票のコピーを添付する必要があるのか？

1. 報告書の提出について

(Q-1) 報告書の提出対象者は誰なのか？

(A-1) 産業廃棄物を排出し、紙マニフェストを交付した事業者が対象です。また、二次マニフェストを交付した中間処理業者も対象になります。

(Q-2) 報告の対象期間はいつからいつまでなのか？

(A-2) 毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の一年間において交付したマニフェストについて、報告していただく必要があります。

例えば、令和4年4月1日から令和5年3月31日までに交付したマニフェストについての報告は「産業廃棄物管理票交付等状況報告書（令和4年度）」として、令和5年6月30日までに報告してください。

(Q-3) 電子マニフェストを導入していても報告が必要なのか？

(A-3) 電子マニフェストを用いた場合は、(公財)日本産業廃棄物処理振興センターから各都道府県知事(保健所設置市の市長を含む。)に報告されるため、事業者からの報告は必要ありません。但し、併用で紙マニフェストを交付している場合は報告が必要となります。

(Q-4) 昨年度のマニフェスト交付枚数が1枚だけだが、報告は必要なのか？

(A-4) マニフェストの交付枚数及び産業廃棄物の排出量等にかかわらず、報告書の提出が必要です。

(Q-5) 自己運搬して他社に処分を委託したが、報告は必要なのか？

(A-5) 自己運搬の後、処分を他人に委託した場合は、処分に関してマニフェストを交付する義務がありますので、同様に報告書を提出する必要があります。

(Q-6) 3月にマニフェストを交付して、E票が処分業者からまだ戻ってきていない場合に、そのマニフェストについての報告はどうすればよいか？

(A-6) 報告書は、その年度に交付したマニフェストについて報告していただくこととなっていますので、処分業者からE票が戻ってなくても提出が必要です。

(Q-7) 報告書を提出する必要があるのに、提出しないと罰則はあるのか？

(A-7) ご提出していただけない場合には、報告していただくよう勧告する場合があります。勧告に従っていただけない場合には、その旨を公表する場合があります。公表後、なお正当な理由により勧告に係る措置をとっていない場合には、勧告に係る措置をとることを命ぜられる場合があります。(法第12条の6)

なお、この命令に違反した場合は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰則に処せられます。(法第27条の2第11号)

2. 提出方法について

(Q-8) 報告書の提出先はどこか？

(A-8) マニフェストを交付した事業場の所在地が高知市であれば、その事業場の報告書を高知市へご提出ください。提出先は以下のとおりです。

高知県のうち、高知市外の事業場については、高知県林業振興・環境部環境対策課(088-821-4523)が担当窓口になります。

[ご提出先]

高知市役所 環境部 廃棄物対策課 (本庁舎5階511)

〒780-8571 高知県高知市本町五丁目1番45号

TEL : 088-823-9427 FAX : 088-823-9493

E-mail : kc-181400@city.kochi.lg.jp

(Q-9) 報告書の提出方法はどんなものがあるか？

(A-9) 窓口、郵便、FAX及び電子メールにて受付いたします。郵便の場合は、封筒に「管理票交付等状況報告書在中」と記載してください。電子メールの場合は件名に「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」と記載してください。誤送信のないよう宛先のご確認をお願いします。

(Q-10) 提出枚数は何部なのか？

(A-10) 提出部数は1部です。ただし、事業者の方にも控えが必要な場合は、副本として計2部ご提出をお願いします。その際は、受付印を押印し、副本をお返ししますが、郵送の場合は返信用封筒もご同封ください。

(Q-11) 報告期限はいつまでなのか？

(A-11) マニフェストを交付した年度の翌年度6月30日までとなっています。

3. 記載方法について

(Q-12) 事業場が複数ある場合は、法人で取りまとめて報告してもよいのか？

(A-12) 原則として事業場（マニフェスト記載欄の「事業場」若しくは「排出事業場」）ごとに取りまとめることとなっています。

(Q-13) 建設工事で所在地が一定でなく、短期間で終わってしまうが、報告は各工事別に報告するの
か？

(A-13) その場合は、まとめて報告していただけます。その際は、事業場の記載欄には排出量の最も
多い事業場を、主たる事業場として記載してください。

[記入例] 「○○○工事 等」

(Q-14) 法人の場合に報告者は会社の代表者の名前を記入するのか？支店長や工場長の名前では駄目
なのか？

(A-14) 記載していただく代表者については、法人内での権限委譲等の要素がありますので報告者の
判断に委ねます。報告書は事業場ごとの報告ですので、その報告単位に対して代表者とする者
を記載してください。

(Q-15) 報告者による押印は必要なのか？

(A-15) 不要です。ただし、押印があっても問題はありません。

(Q-16) 「業種」欄にはどのように記載すればよいか？

(A-16) 日本標準産業分類の中分類の名称を記載してください。

(Q-17) 一つの事業場で複数の業種を行っているが、全ての業種を「業種」欄に記載する必要があるのか？

(A-17) 業種が複数にまたがっている場合は、その事業場で主たる業種を一つだけ記載してください。

(Q-18) 「産業廃棄物の種類」欄にはどのように記載するのか？

(A-18) マニフェスト交付に際して記入した種類を記載してください。また、特別管理産業廃棄物の場合は、その旨を記入し産業廃棄物と分けて記載してください。

(Q-19) 1枚のマニフェストに複数の産業廃棄物の種類欄にチェックし、産業廃棄物を排出している場合、「産業廃棄物の種類」の欄はどのように記載するのか？

(A-19) 排出段階で一体不可分の状態で混合している産業廃棄物ではなく、初めから分別されているものを排出する場合は、たとえ運搬先が同じであっても、その産業廃棄物の種類ごとに複数枚のマニフェストを交付することが必要ですので、日々の運用を見直すようにしてください。

既に(Q-19)のような状態で交付したマニフェストが存在する場合は、ひとまとめの混合物として報告書に記載してください。なお、その場合は品目の内訳も記載してください。

[記入例] 産業廃棄物の種類 ; 「混合物 (がれき類, 金属くず)

(Q-20) バッテリーや蛍光灯など産業廃棄物の品目ごとに分別できない品目は「産業廃棄物の種類」の欄にどのように記載するのか？

(A-20) 本課ホームページの換算係数に記載されている場合はその品目名を記載し、括弧書で具体的な品目を記載してください。

[記入例] 産業廃棄物の種類 ; 「廃電池類 (鉛蓄電池)」, 「廃電気機械器具 (蛍光灯)」,
「複合材 (事務机) 」

(Q-21) 石綿含有産業廃棄物を排出したが、どのように記載すればよいか？

(A-21) 産業廃棄物の種類に括弧書きで石綿含有とご記入ください。なお、現在、石綿含有産業廃棄物として想定されているものは、「廃プラスチック類」、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」、「がれき類」及び「汚泥」です。

[記入例]：「がれき類（石綿含有）」

(Q-22) 「排出量」欄は t (トン) で記載しなければならないのか？

(A-22) 「排出量」は原則、t (トン) で記載してください。立方メートルからトンへの換算は、本課ホームページ上の「産業廃棄物の体積から重量への換算係数 (参考値)」を用いて算出してください。該当の品目がない場合は、以下を参考にしてください。

(参考)

※あくまでも下記の数値は参考値ですので御注意ください。

種類	換算係数 (t / 個・台)
パソコン	0.005
テレビ	0.030
エアコン	0.040
冷蔵庫	0.100
冷凍庫	0.040
バイク	0.100

○ドラム缶 200 リットル / 本

○一斗缶 18 リットル / 個

○1,000 リットル = 1 立方メートル [m³] …水の場合

(計算例) ※あくまでも概算値ですので、実際の重さとは異なります。

廃油をドラム缶 10 本分、処分した場合

10 (本) × 200 (リットル / 本) = 2,000 (リットル)

2,000 (リットル) = 2 (m³)

2 (m³) × 0.90 (t / m³) = 1.8 (t)

(Q-23) 「排出量」欄は少数点何位まで記載するのか？

(A-23) 各事業者で管理している有効数字で記載してください。なお、年間の排出量が 0.001 t 未満 (1 kg 未満) の産業廃棄物の種類の場合には、「<0.001」と記載してください。

(Q-24) 収集運搬を委託せず（自己運搬）に処分受託者の処分場まで運んだ場合に、「運搬受託者の許可番号」や「運搬受託者の氏名又は名称」の欄はどのように記載するのか？

(A-24) 自己運搬の場合は、「運搬受託者の許可番号」欄は空白にし、「運搬受託者の氏名又は名称」欄には「〇〇〇〇(株) (自己運搬)」のように報告者名と自己運搬の旨を記載してください。

(Q-25) 収集運搬許可業者の許可番号が、積込み先と積降し先でそれぞれある場合に、「運搬受託者の許可番号」欄は、どの様に記載するのか？

(A-25) 全国共通の下6桁の番号のみ記載してください。

(Q-26) 産業廃棄物の種類や処分先が同じだから、運搬受託者は複数いても1業者だけ代表して記載しておけばよいのか？

(A-26) 運搬受託者が複数いる場合には、同じ産業廃棄物の種類・処分先であっても分けて記載してください。

(Q-27) 区間委託をした場合に、運搬受託者については1業者のみ記載すればよいのか？

(A-27) 区間委託をした場合には、全ての運搬受託者を記載してください。

(Q-28) 「処分受託者の許可番号」や「処分受託者の氏名又は名称」等の欄は中間処分業者と最終処分業者のどちらを記載するのか？

(A-28) 中間処分業者を経由して産業廃棄物の処分を委託した場合は、中間処分業者の許可番号や氏名又は名称を記載してください。その場合に、最終処分業者の許可番号や氏名又は名称を記載する必要はありません。また、中間処分業者を経由せずに直接、最終処分業者に処分を委託した場合は最終処分業者の許可番号や氏名又は名称を記載してください。

(Q-29) 運搬先と処分先の住所が同じですが、両方に記載する必要があるのか？

(A-29) 運搬先と処分先が同じ住所であれば、処分先の住所の欄は空白で結構です。但し、処分業者の名称・許可番号を記載してください。

(Q-30) 報告書には交付したマニフェストを添付する必要があるのか？

(A-30) 必要ありません。